



# 住宅改修などで税金が減額

## 固定資産税の減額・減免制度

住宅を耐震改修やバリアフリー改修、省エネ改修した場合、要件を満たすと建物にかかる固定資産税が減額になります。

問い合わせ 資産税課 (市庁舎2階、☎65・4123)

### 申請は工事終了後3カ月以内に

申請は原則、工事終了後3カ月以内にしてください。なお、平成25年3月31日までに工事契約をした場合、工事費用が30万円以上(バ

リフリー改修は補助金などの額を除いた自己負担額が30万円以上)で対象になります。また、バリアフリー改修と省エネ改修のみ併用して減額を受けることができます。

### 対象となる改修と減額内容

	耐震改修	バリアフリー改修	省エネ改修
減額内容	床面積120平方メートル分を限度に固定資産税の2分の1が減額	床面積100平方メートル分を限度に固定資産税の3分の1が減額	床面積120平方メートル分を限度に固定資産税の3分の1が減額
減額期間	工事完了の翌年度から一定期間	工事完了の翌年度	工事完了の翌年度
対象住宅	昭和57年1月1日以前に建築された住宅	建築された日から10年以上経過する住宅(ただし、改修後の床面積が50平方メートル以上)で、65歳以上か障害のある人、介護保険の要介護認定または要支援認定を受けている人が住んでいる	平成20年1月1日以前に建築された住宅(ただし、改修後の床面積が50平方メートル以上)
対象工事	建築基準法の耐震基準に適合する工事費用が50万円を超える改修工事	補助金などの額を除いた自己負担額が50万円を超える、浴室改良や段差解消、手すり設置などのバリアフリー改修工事	補助金などの額を除いた自己負担額が50万円を超える、二重サッシ・複層ガラス化など窓の改修(必須)や床・天井・壁の断熱改修などの省エネ基準に適合する熱損失防止改修工事

### 特別な事情があると税金が減免になります

次のいずれかの条件に該当する土地や建物などの固定資産は、申請することで税金が減免になる場合があります。  
○災害で滅失などした固定資産(災害のあった年度のみ)  
○貧困により公私の扶助を受ける人の所有する固定資産  
○公共の用に供する固定資産  
○公益のために使用する固定資産  
減免には基準があります。納期限を過ぎたものや既に納付されたものは減免できません。

また、減免の条件に該当しなくなつた資産については、減免事由消滅の申請が必要になるので、連絡してください。対象や手続きなど詳細は、問い合わせください。

### マイナンバーの記載について

平成28年1月1日より、固定資産税の減額・減免の申請書にはマイナンバー(個人番号または法人番号)の記載が必要になります。申請時には、マイナンバーの確認と本人確認ができる書類が必要です。(法人番号を記載した場合は本人確認は不要)  
○マイナンバー確認書類: マイナンバーカード、通知カードなど  
○本人確認書類: マイナンバーカード、免許証、保険証など

### 市長コラム

## 夢かなうまち おびひろ

まちづくりを支えるもの

帯広市長 米沢 則寿



バスで移動できる本州に比べ、航空運賃が大きな負担となるこの十勝において、なぜ継続開催されると皆さんは考えてでしょうか。

この大会は、1986年に長野県で第1回大会が開催され、1997年からは福島県で開催されてきました。2011年3月の東日本大震災の影響で、福島県での開催ができなくなり、十勝地区サッカー協会など、関係団体の強い結束力のもと、急ぎよ十勝で受け入れ開催することになり、今年で6年目の開催となります。

この間、選手が宿泊するホテルでは、試合前と後の2種類の食事を提供したり、事業者と協力して、洗濯物を回収し届けたり、練習会場へのバスを運行するなど、毎年開催するたびに、きめ細やかに受け入れ態勢を整えてきました。

また、公認審判員の資格を取得し審判員として活躍する人、会場の設営や案内、ボールパーソンなどの大会運営を手伝う地元の子生たちなど、多くの十勝の人たちが大会を支えています。

施設の充実を競うのではなく、選手や関係者が快適に滞在してもらうために、この地域の人たちができることを考え、受け入れ態勢を充実していく。こうした積み重ねにより、地域のホスピタリティが磨かれ、9年間の連続開催につながったのだと考えます。

選手が高いパフォーマンスを発揮できる十勝特有の冷涼で湿度の低い気候や、「ワールドカップクラス」と評価される天然芝。こうした十勝の優位性に気付き、この地域の人たちの思いと努力が積み重なれば、これこそが真の「地域資源」になるのではないのでしょうか。